

小川村骨髄等ドナー支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄又は末梢血幹細胞の提供あっせん事業において、骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者（以下「ドナー」という。）及びドナーを雇用する事業所に対し、助成金を交付することで、骨髄バンクドナー登録の増加を図り、よって骨髄等の移植を推進するため、小川村補助金交付規則（昭和52年3月31日規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ドナー 村内に居住し、村内に住所を有する者であって、骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了したものをいう。
- (2) 勤務事業所 ドナーが勤務している国内の事業所（国、地方公共団体及び独立行政法人を除く。）をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象者（以下「助成対象者」という。）は、ドナー及び勤務事業所とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者としなない。

- (1) 村税等の滞納がある者
- (2) 小川村暴力団排除条例（平成23年12月15日条例第23号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 他の地方公共団体から助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けている者

(助成の対象となる内容及び助成金の額)

第4条 助成の対象となる内容及び助成金の額は、次のとおりとする。

助成対象者	助成の対象となる内容	助成金の額
ドナー	骨髄等の提供のための通院、入院又は面談に要した日数	1日につき2万円。ただし、10日を上限とする。

勤務事業所	骨髄等の提供のための通院、入院又は面談に要した日数のうち、週休日以外の勤務を要する日	1日につき1万円。ただし、10日を上限とする。
-------	--	-------------------------

2 前項の規定にかかわらず、骨髄等の提供による健康被害のための入院、通院等に要した日は助成の対象としない。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小川村骨髄等ドナー支援事業助成金交付申請書兼実績報告書（ドナー用）（様式第1号）又は小川村骨髄等ドナー支援事業助成金交付申請書兼実績報告書（事業所用）（様式第2号）により、骨髄等の提供が完了した日の翌日から起算して30日以内に助成金の交付の申請をしなければならない。

2 ドナーが小川村骨髄等ドナー支援事業助成金交付申請書兼実績報告書（ドナー用）を提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を完了したことを証明する書類の写し
- (2) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供をするために通院等をしたことを証明する書類の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

3 勤務事業所が小川村骨髄等ドナー支援事業助成金交付申請書兼実績報告書（事業所用）を提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、既にドナーからの申請があった場合は、第4号及び第5号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 登記事項証明書等の勤務事業所の所在を証明する書類
- (2) ドナーとの雇用関係を証明する書類
- (3) ドナーが骨髄等の提供に係る休暇を取得した日が確認できる書類
- (4) 骨髄バンクがドナーに対し発行する、骨髄等の提供を完了したことを証明する書類の写し
- (5) 骨髄バンクがドナーに対し発行する、骨髄等の提供をするために通院等をしたことを証明する書類の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 村長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、小川村骨髄等ドナー支援事業助成金交付決定（却下）通知書兼確定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 申請者は、前条の規定により助成金の交付決定通知を受けたときは、小川村骨髄等ドナー支援事業助成金交付請求書（様式第4号）を村長に提出するものとする。

（助成金の返還）

第8条 村長は、偽りその他の不正の行為によって助成金の交付を受けた者があるときは、交付の決定を取り消すことができる。

2 前項により、交付の決定を取り消された者は、その全部又は一部を返還しなければならない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。